

令和2年（フ）第3841号
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所
令和2年（フ）第3901号
破産者 川島 浩

東京地方裁判所 民事第20部合議係 御中

令和3年7月7日

第2回債権者集会報告書

破産管財人 弁護士 岩崎 晃

当職が破産管財人を務める標記破産事件における、令和3年1月20日に開催された第1回債権者集会以降の破産管財業務について以下のとおり報告する。

第1 元依頼者への対応

1 コールセンターにおける対応

多数の債権者からの問い合わせに対応するため、破産管財人室においてコールセンターを開設し、平日の10時～12時、14時～16時の時間帯に電話による問い合わせを受け付けている。コールセンターでは、派遣スタッフ3名のほか、破産管財人代理1名が常駐して問い合わせ等に対応している。

2 ホームページでの情報発信

当職が本件破産手続のために開設したホームページ (<https://iwsk-kanzai.jp/>) において、破産手続の進行に関する説明やFAQを掲載し随時更新し、情報開示に努めている。

3 預り資料の返還

ホームページ上に事件記録の返還請求書の書式を掲載し、債権者からの依頼があれば順次返還している。

4 一部債権者から提起された訴訟への対応

元依頼者の相続人である債権者3名（代理人は同一）から、当該債権者らとミネルヴァとの間で信託契約が成立し、ミネルヴァの預り金口座の預金が信託財産を構成したにも関わらず、当職が当該預金を解約して破産財団に組み入れたことは不当利得にあたり財団債権となるとして、支払いを求める訴訟が福井地方裁判所敦賀支部に提起された。令和3年4月15日に敦賀支部にて書面による準備期日が開かれた後、福井地方裁判所本庁に事件が移送され、同年6月16日に同裁判所にてWeb会議期日（書面による準備期日）が開かれた。次回期日は令和3年7月16日に指定されている。

当職としては、当該債権者らの請求には理由がないものと考えており、応訴している。

第2 資産の換価・回収等の業務

1 不動産の売却

(1) 入札の実施

ミネルヴァが長野県佐久市に所有していた以下の土地及び建物（以下、それぞれ「本件土地」「本件建物」といい、併せて「本件不動産」という。）について、売却すべく入札を実施した。

表1 佐久所在の所有土地一覧

土地	所在	地番	地目	地積 (㎡)
1	佐久市岩村田字諏訪宮	5009番3	宅地	1017.97
2	佐久市岩村田字諏訪宮	5009番8	宅地	231.41

表 2 佐久所在の所有建物一覧

建物	所在	家屋番号	種類	構造	床面積
1	佐久市岩村田字諏訪宮 5009番地3、5009番8	5009番3	居宅・事務所	木・鉄筋コンクリート 造銅板ぶき2階建	1階 397.85㎡ 2階 66.28㎡
附属建物 1			車庫	鉄筋コンクリート造陸 屋根平屋建	29.81㎡
附属建物 2			物置	軽量鉄骨造垂鉛メッキ 銅板ぶき平屋建	15.60㎡

(2) 入札結果

上記入札では、6 社が本件建物の内覧等に参加し、4 社から買受けの意向が示されて応札があった。その中から、最高値で応札し、かつ、当職の提示した付随条件のすべてを受け入れた者を優先交渉権者として協議を行い、令和 3 年 1 月 28 日に売買代金 7800 万円（本件土地 4000 万円、本件建物 3800 万円（消費税を含む））にて売買契約を締結及び実行し、仲介手数料 2,525,999 円及び預り消費税 3,454,545 円を控除した 72,019,456 円を破産財団に組み入れることができた。

(3) 本件建物内の動産売却等

本件建物内の絵画を確認したところ相応の換価価値があるものが含まれていたことから、全 14 点を 100 万 3000 円（消費税込み）で別途売却して破産財団に組み入れた。

2 リーガルビジョングループへの対応

破産者は、株式会社リーガルビジョンおよびその関連会社に対して、広告料をはじめとする様々な名目で多額の支払を行っていたことから、当職は同社グループを相手方として、令和 3 年 3 月、破産法 173 条・174 条に基づく否認の請求を申し立てた。

これまでに 2 回の審尋期日が開かれ、次回期日は令和 3 年 7 月 9 日午後 4 時に指定されている。

リーガルビジョングループは、答弁書および 2 通の準備書面を提出し、当職による否認の請求を全面的に争っている。

3 出資金の回収

川島が大阪市所在の株式会社と間の令和 2 年 2 月 8 日付開発運営協力出資契約に基づき同社に合計 20,000,000 円を出資した行為は、破産法 160 条 3 項にいう無償行為等に該当すると思料されたため、令和 3 年 1 月 26 日付で同社に対し否認の請求（以下、「本手続」という。）を申し立てた。

同社は、20,000,000 円の返還義務は否定しなかったものの、資力がないと述べ、財務状況を明らかにする資料を提出した。これらによって、同社には見るべき資産はなく、本手続で決定を得たとしても本手続にかかる出資金の回収は困難であると思料された。

そのため、当職は、早期解決を図るべく、令和3年4月12日付で破産裁判所の許可を得た上で、同月30日付で本手続外において同社と和解契約を成立させ、同日同社から同社が調達可能であった300,000円を回収し、同年5月7日付で本手続を取り下げた。

4 弁護士賠償責任保険の請求

ミネルヴァは弁護士賠償責任保険に加入していたところ、元依頼者らによる当該保険金請求の可否について当職が一次的な窓口として保険会社と交渉を行うこととして、1名の依頼者債権者の例をとって、保険金請求を行った。その結果、令和3年5月20日付で保険会社代理人弁護士から、①経営破綻の可能性がある状態で預り金が発生する可能性のある業務を受任したとしても善管注意義務違反とはいえないこと、②仮に注意義務違反が成立するとしても、依頼者は預り金返還請求権を取得するのであり損害は発生しない（後日弁護士法人が破綻しても預り金返還請求権が損害賠償請求権に転化しない）こと、③川島は破綻の可能性を認識していたと言わざるを得ず、免責事由である被保険者が「他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任」（弁護士特約条項3条①）に該当することを理由に、保険金請求は認められないとの見解が示された。

当職としては、上記見解を覆すに足りる証拠資料などを見いだすことができない状況にあり、弁護士賠償責任保険に基づく保険金請求により財団を増殖することはできないと判断している。

5 第一東京弁護士会との関係

(1) ミネルヴァについて

第一東京弁護士会からのミネルヴァに対する懲戒請求は係属中であり、同弁護士会の綱紀委員会又は懲戒委員会から調査に関する依頼があれば協力する所存であるが、これまで、綱紀委員会等から何らの協力も求められていない。なお、懲戒請求が係属する限り、ミネルヴァは、第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会における弁護士法人としての登録を抹消できないため、破産手続開始後も財団債権となる会費が毎月発生しており、当職としては、早期に綱紀・懲戒の手続きを結了させるよう第一東京弁護士会に求めている。

なお、第一東京弁護士会はミネルヴァの破産手続開始の申立て（債権者申立て）の際に、予納金500万円を納付しており、その返還の時期等について今後協議を行う。

(2) 川島について

第一東京弁護士会が提起した川島に対する懲戒請求は、同人の破産手続開始決定の確定により弁護士登録が抹消され終了した。

6 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、リーガルビジョングループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象

に懲戒請求を行っている。その一部について被懲戒請求者の所属会から、調査への協力の依頼が当職に対してなされ、先般、資料を提示して回答した。

第3 債権届出・債権調査

1 知れたる債権者及びその債権額の把握

(1) 川島に対する債権者

川島個人に対する債権者については、破産手続の申立を行った川島自身の申告及び当職宛てに転送された郵便物等を確認することにより知れたる債権者及びその債権額を特定した。

(2) ミネルヴァに対する債権者について

ア 川島の連帯責任について

ミネルヴァに対する債権者は、依頼者であった債権者（以下、「依頼者債権者」という。）とそれ以外の債権者（以下、「一般債権者」という。）があり、ミネルヴァの社員弁護士であった川島は、そのすべてについて無限連帯責任を負うため、ミネルヴァに対する債権者は、依頼者債権者、一般債権者ともに、破産手続上、すべて川島の債権者ともなる。

イ 一般債権者について

ミネルヴァの一般債権者については、令和3年4月1日から6月24日までの期間（解散事業年度）の法人税等確定申告を実施した結果及び当職宛てに転送された郵便物などを確認することにより、知れたる債権者及びその債権額を特定した。

ウ 依頼者債権者について

(ア) 債権者及び債権額の把握

ミネルヴァは、依頼者ごとの預り金残高、依頼者とその取引金融機関との間の債権債務残高・弁済状況等を管理するためのシステム（以下、「顧客管理システム」という。）を用いて顧客情報を管理していた。そこで、当職は、顧客管理システムを利用するとともに、同システムにより管理されていたデータを抽出して、破産債権者及びその債権額（預け金返還債務の不履行による損害賠償請求額、以下、「預け金残高」という。）を把握した。

(イ) 債権額の事前調査と修正

当職は、ミネルヴァの業務実態を勘案して、債権者間の公平をはかるため、各債権者の預け金残高につき以下のとおり修正を行った。

① 過払報酬について

ミネルヴァにおいて、金融業者から過払金を受領し、依頼者に対して返金を行っていないにもかかわらず、当該過払金の受領を理由に、過払報酬等を計上して、依頼者からの預け金を減少させている場合は、過払報酬等の計上

を否定し、当該金額だけ預け金額の減少を否定することとした。

② 着手金について

ミネルヴァにおいては、令和2年4月以降、自ら依頼者からの依頼業務を第三者（檜塚紘之法律事務所ないし弁護士法人オーガスタ。以下「檜塚事務所」という）に移行することを計画しており、依頼された法律事務を遂行することを考えていなかった。そこで、当職は、令和2年4月1日以降、ミネルヴァが着手金を計上して、依頼者からの預け金を減少させている場合は、着手金の計上を否定し、当該金額だけ預け金額の減少を否定することとした。

③ 檜塚事務所への引継顧客への対応

檜塚事務所は、ミネルヴァから引き継いだ依頼者については、依頼者からの預り金の返還債務を免責的に引き受ける旨表明している。しかし、檜塚事務所は、依頼者からの預り金のうち引継前にミネルヴァにおいて着手金等を計上した額については、返還債務を引き受ける旨を表明していない。そのため、檜塚事務所との委任契約が途中で終了した依頼者については、引き継がれなかった依頼者が②の対応を受けることとの均衡が失われることとなる。

そこで、当職は、檜塚事務所に引き継がれたものの、その後、途中で同事務所との契約が終了した依頼者のうち、令和2年4月1日以降、ミネルヴァにおいて着手金を計上された依頼者については、これに該当する金額を破産債権として認めることとした。

2 破産債権届出書の書式

(1) 一般債権者について

1項(1)及び(2)イ記載のとおり、一般債権者については、債権者及び債権額の把握を行った上で、破産債権届出書を送付することとなるため、通常事件で使用されている債権届出書を送付し、破産届出に際しては、債権者から債権の存在を示す証拠資料の提出を求めることとした。

(2) 依頼者債権者について

1項(2)ウ記載のとおり、依頼者債権者については、顧客管理システムで管理したデータを基礎に、当職が把握した破産債権者に対して破産債権届出書を送付することとなるが、管財人室に寄せられた依頼者債権者からの問合せなどから、依頼者債権者は、ミネルヴァに対して依頼した業務の結果について、十分な情報を有していない、すなわち、自らがミネルヴァに対してどのような預け金債権を有しているか把握していない可能性が高いこと、当職において1項(2)ウ(イ)記載のとおり修正を行っているため、そもそも依頼者債権者の多くは、自らの預け金債権を把握できない状態にあることから、以下のとおりの取扱いとすることとした。

A 破産債権届出書は、当職において、預け金債権額を含めて必要事項を記入したものを作成した上で債権者に送付する。

B 当職が送付した破産債権届出書の記載（特に、預け金債権額）に不服がない場合は、押印の上、同送した封筒により返送すれば足り、証拠資料の提出は不要とする。

3 債権届出書の発送と受理

(1) 債権届出書の発送

破産債権届出書の提出期限は、令和3年4月16日までと指定され、当職は、これに応じて、同年3月1日以降、債権届出書及びその記載方法に関する説明書等を知れたる債権者に対して合計7,094通を発送した。

(2) 債権届出書の受領

当職は、前記のとおり、債権届出書等を発送したところ、446通が不達で返戻されたが、それ以外は、すべて知れたる債権者に郵送が完了していると思われる。その後、合計4,041通の破産債権届出書が当職宛てに送付された。

なお、通常債権者については、一旦、届け出られた後、弁護士に依頼した結果、別の債権届出書が提出されたことによる重複を解消するためなどの事情により合計13通が取り下げられている。また、230通以上の債権届出書が届出期間経過後に提出された。

4 債権認否書の提出と債権調査の実施（期間方式）

(1) 債権調査期間及び債権認否書提出期限の定め

ミネルヴァ及び川島については、いずれも債権調査期間は、令和3年6月14日から同月28日までと指定され、同年5月31日までに債権認否書を破産裁判所に提出するよう定められた。

(2) 債権届出書に対する債権の存否等の検討の実施

当職は、3項(2)記載のとおり提出された債権届出書の全件について、債権の存否、金額について検討を行った。また、届出期間経過後に提出された債権届出書については、破産法117条2項に基づき、一般債権調査期間の調査対象とすることとした。

(3) 債権認否書の作成・提出

当職は、(2)記載の検討を実施した上で、御庁が定めた令和3年5月31日に、債権認否書を提出した。また、当職は、同日後に債権の存否等の検討を終えた破産債権者からの債権届出書について、追加で債権認否書を提出した。以上に基づく認否結果は、下表のとおりである。

表3 債権認否結果概要

No.	本報告書における区分	債務者による区分	本報告書における呼称	連帯債務	届出債権		認めない債権		認める債権	
					件数	債権額	件数	認めない債権額	全額認める件数	認める債権額
①	一般債権者	川島に対する債権者	川島に対する一般債権者	—	7	5,162,970	1	1,620,000	6	3,542,970
②		ミネルヴァに対する債権者	ミネルヴァに対する一般債権者	川島が連帯債務	18	2,582,149,342	5	2,580,495,864	13	1,653,478
③	通常債権者		3,044		2,931,293,608	0	0	3,044	2,931,293,608	
④	定形外書式債権者		32		59,117,982	32	31,191,638	0	27,926,344	
⑤	依頼者債権者		15		25,585,960	15	15,902,960	0	9,683,000	
⑥	停止条件付債権者		878		49,833,404	2	139,000	876	49,694,404	
⑦		34	8,356,771	34	6,323,771	0	2,033,000			
合計					4,028	5,661,500,037	89	2,635,673,233	3,939	3,025,826,804

なお、⑥、⑦については、いずれもミネルヴァから委任契約を引き継いだ檜塚絃之法律事務所あるいは弁護士法人オーガスタとの間で、委任契約が中途解約されたことが停止条件であり、また、すべての債権者について、相続が発生している、あるいは、今後発生した場合には、配当金を受領するには、相続関係の疎明が停止条件である。

(4) 異議通知書の送付

当職は、上記債権認否書に記載した検討結果に基づき、「認めない債権額」があるとする債権者に対して、令和3年6月7日付で、届出債権の種類、債権額、認めない債権額、認める債権額、認めない理由及び認めない債権額について不服がある場合は、債権調査期日の末日である令和3年6月28日から1ヶ月の不変期間内に査定の申立てが可能となる旨を「異議通知書」を郵送して通知した。

(5) 債権調査期間の実施

当職が提出した債権認否書に基づき、指定された令和3年6月14日から同月28日までの間、東京地方裁判所において債権調査が実施された。

第4 財団債権

1 ミネルヴァについて

(1) 公租公課

公租公課について5件合計4,391,704円の交付要求等がなされている。

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権243,642円及び、第一東京弁護士会及び日本弁護士連合会の会費134,322円（令和3年6月分まで、ミネルヴァが弁護士法人としての登録を抹消できない限り、今後も発生）が存在する。

2 川島について

(1) 公租公課

公租公課について2件合計1,536,000円の交付要求等がなされている。

(2) その他

継続的契約（解除済み）に基づき発生した財団債権 13,200 円が存在する。

第5 現在の財団の状況

1 ミネルヴァについて

(1) 財産目録

ミネルヴァの破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 1・財産目録のとおりであり、第 1 回債権者集会以降の換価・回収金額は以下のとおりである。

① 建物 (No.6), 土地 (No.7)

長野県佐久市所在の土地建物を、土地について代金 40,000,000 円、建物について代金 34,545,455 円（消費税別）で売却した。

(2) 収支計算書

ミネルヴァの破産手続開始決定以降、令和 3 年 5 月 31 日までの現金の収支は、資料 3・収支計算書記載のとおりである。

2 川島について

(1) 財産目録

川島の破産手続開始決定日現在の財産目録は、資料 4・財産目録のとおりであり、第 1 回債権者集会以降の換価・回収金額は以下のとおりである。

① 出資金 (No.5)

大阪市所在の株式会社に対するものであり、300,000 円を破産財団に組み入れた。

(2) 収支計算書

川島の破産手続開始決定以降、令和 3 年 5 月 31 日までの現金の収支は、資料 5・収支計算書記載のとおりである。

第6 免責調査

川島の免責不許可事由の存否について、引き続き慎重に検討を行っている。

第7 今後の管財業務

1 元依頼者から提起された訴訟への対応

第 1 の 4 記載の訴訟について引き続き対応する必要がある。

2 リーガルビジョングループへの対応

当職が提起した否認請求事件に引き続き対応し、回収に努める。

3 免責調査

第 6 記載のとおり、引き続き慎重に検討する。

4 川島が申し立てた懲戒請求への対応

川島は、リーガルビジョングループに所属する弁護士法人、司法書士法人等を対象に懲戒請求を行っており、今後も可能な範囲で協力する予定である。

5 日弁連被害者見舞金制度への対応

配当実施後に手続がなされる見込みであり、適宜対応する。

以上

添付資料

- 1 財産目録（ミネルヴァ）
- 2 破産貸借対照表
- 3 収支計算書（ミネルヴァ）

令和2年(フ)第3841号
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所
破産管財人 岩崎 晃

開始決定日＝令和2年6月24日現在
(単位:円)

財産目録 (第2回債権者集会)

資産の部

No.	科 目	簿価(R2.3.31時点)	換価金額	備 考
1	現金	321,167	5,040,981	引継ぎ予納金
2	預金	790,303,629	476,401,893	換価済み
3	売掛金	847,439,668	0	依頼者に対するもので、回収しない予定
4	仮払金	17,277,277	0	破産者川島浩に対するものであり回収困難
5	預け金	177,908	201,704	裁判所に対する予納金等を回収済み
6	建物	315,414,503	34,545,455	佐久物件・売却済み
7	土地	51,560,000	40,000,000	佐久物件・売却済み
8	什器備品	5,166,524	0	換価価値なし
9	営業権	129,585,170	0	事業譲渡を受けた法律事務所の営業権であり、換価価値なし
10	ソフトウェア	5,592,124	0	換価価値なし
11	差入保証金	20,000	0	佐久物件のセキュリティ契約に伴う差し入れ保証金。中途解約により没収され不存在。
12	更新料	1570835	0	換価価値なし
合計		2,164,428,805	556,190,033	

負債の部

No.	科 目	件数	金額	認める債権額	認めない債権額
1	財団債権(公租公課)	5	4,391,704		
2	財団債権(労働債権)	0	0		
3	財団債権(その他)	7	377,964		
4	優先的破産債権(公租公課)	0	0		
5	優先的破産債権(労働債権)	0	0		
6	普通破産債権 (依頼者・通常)	3,091	3,015,997,550	2,968,902,952	47,094,598
7	普通破産債権 (依頼者・停止条件付)	912	58,190,175	51,727,404	6,462,771
8	普通破産債権(一般)	18	2,582,149,342	1,653,478	2,580,495,864
合計		4,033	5,661,106,735	3,022,283,834	2,634,053,233

令和2年(7)第3841号
破産者 弁護士法人東京ミネルヴァ法律事務所
破産管財人 弁護士 岩崎 晃

開始決定日＝令和2年6月24日現在
(単位:円)

破産貸借対照表
(第2回債権者集会)

資産の部			負債の部		
No.	科 目	換価金額	No.	科 目	金額
1	現金	5,040,981	1	財団債権(公租公課)	4,391,704
2	預金	476,401,893	2	財団債権(労働債権)	0
3	売掛金	0	3	財団債権(その他)	377,964
4	仮払金	0	4	優先的破産債権(公租公課)	0
5	預け金	201,704	5	優先的破産債権(労働債権)	0
6	建物	34,545,455	6	普通破産債権(依頼者・通常)	2,968,902,952
7	土地	40,000,000	7	普通破産債権(依頼者・停止条件付)	51,727,404
8	什器備品	0	8	普通破産債権(一般)	1,653,478
9	営業権	0			
10	ソフトウェア	0			
11	差入保証金	0			
12	更新料	0			
	合計	556,190,033		合計	3,027,053,502

差引資産不足額(資産の部合計-負債の部合計)

-2,470,863,469

収支計算書 (第2回債権者集会)

収入の部		
No.	科目	金額
1	予納金	4,985,214
2	引継現金	55,767
3	預金	476,401,893
4	精算金	577,914,390
5	預金利息	5,649
6	有価証券	13,150
7	還付金	201,704
8	動産売却代金	1,102,600
9	不動産売却代金	74,545,455
10	雑収入	5,600
11	預り消費税	3,454,545
12	預り固都税	687,552
合 計		1,139,373,519

支出の部		
No.	科目	金額
1	保証金	1,326,000
2	賃料	4,265,626
3	通信費	996,093
4	仲介手数料	2,769,099
5	保険料	18,870
6	電気料金	42,908
7	電話料金	164,905
8	倉庫費用	177,819
9	管財事務費	412,366
10	システム利用料	1,156,650
11	廃棄費用	3,047
12	補助者費用	13,512,518
13	事務用品費	491,359
14	ホームページ関連費用	188,100
15	管財人室開設費用	1,219,075
16	公租公課	12,497,400
17	支払手数料	20,969
18	旅費交通費	66,072
19	下水道料金	2,740
20	業務委託費	1,304,872
21	器具備品	1,191,740
合 計		41,828,228

差引	1,097,545,291
----	---------------